

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 2 号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則 （自動車取得税の税率の特例） 第24条の 2 〔略〕 2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第 7 条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項及び附則第24条の 2 の 3 において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の 2 の 3 第 4 項から第 7 項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年 3 月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に 4 分の 1 を乗じて得た率とする。 （1） 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の 2 の 3 第 1 項第 3 号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第 1 号において同じ。） ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の 2 の 3 第 7 項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の 2 の 3 第 2 項第 1 号イの総務省令で定めるもの</p>	<p>附 則 （自動車取得税の税率の特例） 第24条の 2 〔略〕 2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第 7 条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項及び附則第24条の 2 の 3 において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の 2 の 3 第 4 項から第 7 項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年 3 月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に 4 分の 1 を乗じて得た率とする。 （1） 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の 2 の 3 第 1 項第 3 号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第 1 号において同じ。） ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の 2 の 3 第 7 項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の 2 の 3 第 2 項第 1 号イの総務省令で定めるもの</p>

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ [略]

(2) [略]

3 [略]

4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）及び前項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の3第4項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条に

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ [略]

(2) [略]

3 [略]

4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）及び前項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の3第4項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められ

において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率(次項第4号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの(次項第4号及び第4

たもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

(自動車税の税率の特例)

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率(次項第4号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるも

<p>項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第3項第4号の総務省令で定めるもの</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>の(次項第4号及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第3項第4号の総務省令で定めるもの</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>2 (身体障害者等に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 運転免許証の有効期間の末日及び<u>運転免許の種類</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第24条の2 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得</p>	<p>(身体障害者等に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の3の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、<u>規則で定める場合を除き</u>、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 運転免許証の有効期間の末日</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第24条の2 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得</p>

税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3第7項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ [略]

(2) [略]

3・4 [略]

（自動車税の税率の特例）

税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3第7項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ [略]

(2) [略]

3・4 [略]

（自動車税の税率の特例）

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項第4号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項第4号及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第3項第4号の総務省令で定めるもの

[略]

[略]

3～5 [略]

第25条 [略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項第4号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項第4号及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第3項第4号の総務省令で定めるもの

[略]

[略]

3～5 [略]

3 (確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)

(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)

<p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第75条の2第3項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第5項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合には、<u>総務省令第3条の3の2</u>で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第75条の2第3項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第5項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合には、<u>法第53条第38項の総務省令</u>で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>4 附 則 （特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）</p> <p>第18条の2の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定は、<u>政令附則第18条の2第4項</u>で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>	<p>附 則 （特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）</p> <p>第18条の2の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定は、<u>法附則第35条の2の3第3項の政令</u>で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は公布の日から、表3の項の改正部分は平成28年1月1日から、表4の項の改正部分は平成29年1月1日から施行する。